

# 利賀ダム建設事業の検証に係る 検討に関する意見聴取について

---

国土交通省 北陸地方整備局

## 【文書の発出先】

### ■（案１）

利賀ダム建設事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について

#### ①利水参画者

富山県（企業局）

#### ②対策案に関する主な河川使用者

〔上 水〕 富山県（企業局）、砺波市、砺波広域圏事務組合

〔工 水〕 富山県（企業局）、東洋紡株式会社、高岡市

〔灌 漑〕 農林水産省北陸農政局、富山県

〔発 電〕 電源開発株式会社、関西電力株式会社、富山県

〔雑用水〕 富山県

#### ③対策案に関する自治体

富山県、高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市

### ■（案２）

利賀ダム建設事業の治水対策案に対する意見聴取について

#### ①対策案に関する施設管理者

富山県

※文書の発出先については、意見聴取を踏まえ追加することがあります。

(案1)

国北整河第 号  
平成 年 月 日

あて名

国土交通省 北陸地方整備局長

利賀ダム建設事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の  
維持対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、利賀ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案について、別添1のとおり貴職の御意見を求めます。

利賀ダム建設事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の  
維持対策案に対する意見聴取について

北陸地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より、「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(改訂 平成27年10月28日付け国河計調第44号)(以下「実施要領細目」と言います。)に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、北陸地方整備局において、概略検討により、下記に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、実施要領細目の第4再評価の視点1(2)④i)新規利水の観点からの検討、及びiv)流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので、貴職の御意見をいただきますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、目標・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省北陸地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、御理解いただきますようお願いいたします。

1 御意見をいただきたい事項

(1) 新規利水対策案

- ・ I-4 : 地下水取水
- ・ II-1-⑤ : ダム再開発(かさ上げ)(豆谷ダム)
- ・ II-2-⑬ : ダム再開発(掘削)(豆谷ダム)
- ・ II-3-② : 他用途ダム容量の買い上げ(大白川ダム)
- ・ II-3-③ : 他用途ダム容量の買い上げ(小牧ダム)
- ・ II-3-⑤ : 他用途ダム容量の買い上げ(利賀川ダム)
- ・ II-3-⑥ : 他用途ダム容量の買い上げ(豆谷ダム)
- ・ II-3-⑦ : 他用途ダム容量の買い上げ(和田川ダム)
- ・ II-4 : ダム使用権等の振り替え(境川ダム)
- ・ II-5 : 既得水利の合理化・転用

(別添4) 資料参照

(2) 流水の正常な機能の維持対策案

- ・Ⅰ－３：水系間導水（神通川ルート）
- ・Ⅱ－１：ダム再開発（かさ上げ）（境川ダム）
- ・Ⅱ－３－①：他用途ダム容量の買い上げ（御母衣ダム）
- ・Ⅱ－３－②：他用途ダム容量の買い上げ（大白川ダム）
- ・Ⅱ－３－③：他用途ダム容量の買い上げ（小牧ダム）
- ・Ⅱ－４：既得水利の合理化・転用
- ・Ⅱ－５－①：ダム使用権等の振り替え（境川ダム）＋水系間導水（神通川ルート）
- ・Ⅱ－５－②：ダム使用権等の振り替え（境川ダム）＋地下水取水
- ・Ⅱ－５－③：ダム使用権等の振り替え（境川ダム）＋海水淡水化
- ・Ⅱ－５－④：ダム使用権等の振り替え（境川ダム）＋ダム再開発（かさ上げ：豆谷ダム）
- ・Ⅱ－５－⑤：ダム使用権等の振り替え（境川ダム）＋ダム再開発（掘削：境川ダム）

（別添５）資料参照

2 回答様式 （別添２）、（別添３）

3 御留意いただく点

頂いた御意見及び貴職の名称等は公表させていただき予定です。  
予め御了承願います。

4 期限

誠に恐縮ですが、平成２８年 月 日（ ）までに御回答いただきますようお願いいたします。

※期限までに御回答いただくことが困難な場合は、御手数ですが問い合わせ先まで御連絡下さい。

5 問い合わせ及び提出先

〒950-8801 新潟市中央区美咲町１丁目１番１号 新潟美咲合同庁舎１号館  
国土交通省 北陸地方整備局 河川部 河川計画課長 丸山 和基  
電話：025-280-8880（代表） FAX：025-370-6796

(別添 2 : 提出様式)

利賀ダム建設事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名		
② 担当者名		
③ 連絡先 (TEL)		
④ 御意見	対策案番号	御意見
<b>【新規利水対策案について】</b> ※御記入の際は、対象の対策案番号〇ー〇を付記していただきますようお願いいたします。		

(別添 3 : 提出様式)

利賀ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名		
② 担当者名		
③ 連絡先 (TEL)		
④ 御意見	対策案番号	御意見
<p>【流水の正常な機能の維持 対策案について】</p> <p>※御記入の際は、対象の対策 案番号〇ー〇を付記して いただきますようお願い いたします。</p>		

(案2)

国北整河第 号  
平成 年 月 日

あて名

国土交通省 北陸地方整備局長

利賀ダム建設事業の治水対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、利賀ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した複数の治水対策案について、別添1のとおり貴職の御意見を求めます。



(別添1)

## 利賀ダム建設事業の治水対策案に対する意見聴取について

北陸地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より、「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(改訂 平成27年10月28日付け国河計調第44号)(以下「実施要領細目」と言います。)に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、北陸地方整備局において、概略検討により、下記に示す複数の治水対策案を抽出しました。

つきましては、実施要領細目の第4再評価の視点1(2)①複数の治水対策案の立案、②概略評価による治水対策案の抽出により、今回抽出した複数の治水対策案のうち、貴職が管理する施設に係る対策案を提示しますので、貴職の御意見をいただきますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに係る皆様の御意見を踏まえて、安全度(被害軽減効果)・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の治水対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省北陸地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、御理解いただきますようお願いいたします。

### 1 御意見をいただきたい事項

#### (1) 治水対策案

- ・Ⅲ-4：ダムの有効活用(操作ルール見直し：利賀川ダム)＋河道の掘削  
(別添3)資料参照

### 2 回答様式 (別添2)

### 3 御留意いただく点

頂いた御意見及び貴職の名称等は公表させていただく予定です。  
予め御了承願います。

4 期限

誠に恐縮ですが、平成28年 月 日（ ）までに御回答いただきますようお願いいたします。

※期限までに御回答いただくことが困難な場合は、御手数ですが問い合わせ先まで御連絡下さい。

5 問い合わせ及び提出先

〒950-8801 新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館  
国土交通省 北陸地方整備局 河川部 河川計画課長 丸山 和基  
電話：025-280-8880（代表） FAX：025-370-6796

(別添 2 : 提出様式)

利賀ダム建設事業の治水対策案に対する御意見

① 団体名		
② 担当者名		
③ 連絡先 (TEL)		
④ 御意見 【治水対策案について】	対策案番号	御意見
	Ⅲ-4	